

令和4年4月以降の成人式の在り方について（案）（概要）

1. 目的・理由

民法の一部を改正する法律が成立したことにより、令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

本市の成人式は、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ますことを趣旨に、実施してまいりました。

このたびの法改正を踏まえ、教育委員会では式典の対象年齢や開催時期等に関するアンケート調査や社会教育委員会に対する諮問等を行いながら、成人式の在り方について検討してまいりました。

2. 内 容

① 対象者

開催年度に20歳を迎える方（4月2日～翌年4月1日生まれ）

② 開催日

1月の成人の日の前日

③ 式典の名称

「20歳のつどい」（仮称）に名称を変更